

労務職員採用の選考に関する規則の一部改正に関する意見募集の結果及び神戸市の考え方

1 意見募集期間

2026 年 7 月 31 日（金曜）～2026 年 8 月 31 日（月曜）

2 意見募集の結果

2 件

3 規則（案）に関するご意見に対する神戸市の考え方

No.	ご意見の内容	ご意見に対する神戸市の考え方
1	方向性は賛成します。 今の人手不足は人口構造に由来するので、おそらく解決しません。今後も続く（ひどくなりつづける）ので、バス職員に限らず、採用拡大は必須かと考えます。	本改正については、全国的にもバス運転士不足が深刻化し、確保が非常に困難な状況となっている中、神戸市の自動車事業の安定的な継続のため、年齢要件の緩和により乗合自動車運転士の採用を強化していくものとなります。 今回改正する職以外の職につきましては、今後の社会情勢や市職員の在籍状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいります。
2	定年直前で採用して、数カ月で定年ということにならないか。その場合、再雇用の対象になる（そうすべき）だと思う。	定年直前で採用した場合については、定年年齢を迎えた年度末をもって定年退職となります。現行の制度においては、その後、暫定再任用職員として引き続き任用を希望する場合は、選考を実施のうえ、採用を決定いたします。